

文教福祉委員会 送付6-31

精神障害者における障害者手当対象者の拡充についての陳情

受付年月日 令和6年7月4日

陳情者 提出者 1名

千代田区議会議長様

令和6年7月4日

精神障害者における障害者手当対象者の拡充についての陳情

千代田区における障害者手当の対象者は以下のような基準となっている。

次のいずれかに該当する人

1. 身体障害者手帳1・2級の人
2. 愛の手帳1～3度の人
3. 精神障害者保健福祉手帳1級の人
4. 指定の難病にかかり医療券等（注釈）をお持ちの人
（東京都が発行する特定医療費（指定難病）受給者証または都の医療券をお持ちの人）
5. 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の人
6. 戦傷病者（特別項症から第3項症まで）
7. 身体障害者手帳3級の人
8. 愛の手帳4度の人

身体障害者は1～3級、知的障害者は1度～4度である一方、精神障害者だけは1級のみ
に留まっている。なぜ、精神障害者だけ対象範囲が狭い状況から改善がされていないのか。

国（国土交通省）の指針として、各旅客鉄道会社に電車賃割引制度を精神障害者にも拡充
していくよう示され、2024年4月より大手私鉄各社等が、運賃割引制度で精神障害者も割
引対象になることを発表している。このような国としての指針は、電車賃割引だけではなく、
社会のニーズとして各地方自治体における様々な制度等においても応えていく必要がある
のではないかと。

精神障害者のおかれた現状を正しく理解し、適切な範囲での支援拡充を千代田区に求め
る。

以上



精神障害者における障害者福祉手当対象者の拡充について 〈補足資料〉

障害者福祉手当において、1～6に該当する方は、月額15,500円、7・8に該当する方は、月額10,500円の手当が支給されます。

また、特別障害者手当（国）においては、月額28,840円の手当が支給されます。

本来であれば、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、支給されると思いますが、

1級：28,840円

2級：15,500円

3級：10,500円

千代田区においては、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者にのみ、月額15,500円の支給になっています。